

建設中止の可能性生まれた ナルマダ・ダム

モース報告書が問う日本の対応

鷺見 一夫

筆者やNGOが提起してきたインドのナルマダ・ダム建設問題について新たな展開がみられた。世界銀行の同意を得て行われた第三者機関による調査の結果、世銀融資の停止が勧告されたのである。日本政府の対応は？

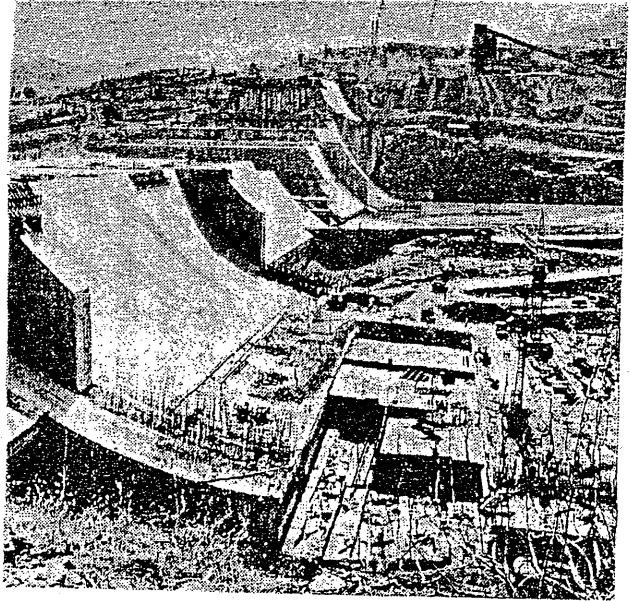
モース報告書

日本政府は、一九九〇年度に続いて、本年度においてもまた、インド・ナルマダ川のサルダル・サロバル・ダムへの海外経済協力基金(OECF)による円借款の供与を見送った。この世銀への協調融資をストッ

プした主な理由は、移住問題と環境問題がいまだに片付いていないとの考慮からである。政府がいったん融資決定を行い、また一部を支出しながらも、途中で融資を停止したのは、日本の援助の歴史の上でも初めてのことである。この措置は、国際的にも高く評価されてきている。しかしながら、この間、世界銀行

(以下、世銀)は、このプロジェクトへの融資(四億五〇〇〇万)を続けしてきた。この世銀のバックアップにより、インド政府は、ダムと灌漑運河の建設工事を続行してきている。他方、この建設工事に対しては、八七年の着工以来、インド国内において激しい反対運動が展開されてきた。このため、世銀理事会におい

て、オランダ、アメリカなどの理事は、世銀融資の継続に疑義を提起し、外部の第三者評価を受けるべきであると主張してきた。世銀は、こうした声になかなか応じようとはしてこなかった。そしてこの問題に関する日本の理事の沈黙は、結果的に世銀の居直りを支えてきた。しかし、九〇年一月二十五日



ここまで進んでいたサルダル・サロバル・ダム建設工事
(モース報告書より)

務めたブラッドフォード・モース氏が

就任し、副団長にはカナダの人権弁

護士トーマス・パー

ジャー氏が就いた。他の二人は環

境エンジニアのドナルド・ギャンプ

ル氏と社会科学者のヒュー・プロデ

イ氏であった。

この調査団の目的は、第一にサル

ダル・サロバル・プロジェクトによ

る住民立ち退きの問題であり、第二

にこのプロジェクトの環境影響の評

価であった。

独立調査団は九一年九月一日から

活動を開始し、本年三月一日までの

間に四回にわたってインドを訪れ、

インド中央政府と関係州政府ばかり

でなく、水没対象村落と再定住村落、

さらに各種の民間団体(NGO)との

会合を重ねた。調査団が訪れた村落の数は六五カ村にものぼった。

覆された便益性

こうしてモース報告書は、本年六月一八日にルイス・プレストン世銀

総裁に提出された。三六三頁にもの

ぼる大部な報告書では、次のように

指摘されている。「事態は極めて深刻である。サルダル・サロバル・プロジェクトの実施については、根本

的な欠陥が見受けられる。」

その理由について報告書は、以下のように言う。「このプロジェクト

による立ち退き者全員の移住・再定住は、現状では可能ではないし、しかもこのプロジェクトの環境影響に

対しては適切な考慮が払われてきておらず、また十分な対策も講じられて

きていない。現在発生している事態については、世銀とインド政府の

双方に責任がある。」

報告書によれば、このような事態が生じている根本原因は「世銀によ

って課せられている移住と環境に関する要件が順守されていないにもか

かわらず、サルダル・サロバル・ダムの建設が進められてきている」こ

とにある。そして「人間的・環境的

すみ かずお 横浜市立大学教授。一九三八年生まれ。一橋大学大学院博士課程修了。横浜市立大学助教授を経て現職。著書に『さらわれる援助—世銀・日本の援助とナルマダ・ダム』等。

な側面での問題に対する関心が欠如したままに、技術的・経済的な動機だけでプロジェクトが進められてきていることは明らかであるように思われる」と指摘している。

しかし、このような形であれ、現実にはダムと運河の建設工事は今日までに相当に進められてきている。そのため、問題の解決は簡単ではない。報告書でもその点は「ダムの基礎は打たれ、ダム壁が築かれ、タービンが発注され、また運河はマヒ川のところまで完成している。このような金が浪費されることを望むような人はいない」と認めている。その現実を踏まえて「しかし、ここで警告したいのは、人間のおよび環境的なコストがどれだけになるのかについて十分な知識もないままに、このまま工事を進めてしまえば、より大きな浪費を招くおそれがあるという点である」としているのである。そして、こうした理由から報告書

から翌年一月三〇日にかけて挙行されたロングマーチ(反対住民による長距離行進)によって示されたダム建設反対の強い住民意思に直面して、コナブル世銀総裁(当時)はようやく、一九九一年一月一三日に、サルダル・サロバル・プロジェクトについて、独立した第三者機関の評価を受けることに同意した。

独立調査団は四人で構成された。団長には、米国の元下院議員で国連開発計画(UNDP)の事務局長も

は「最も賢明な道は、世銀がプロジェクトからいったん手を引き、新たな視点から検討し直すことである」と、世銀融資の停止を勧告したのである。

従来、サルダル・サロバル・プロジェクトについては、灌漑、飲料水供給、発電、洪水制御などの点での便益が強調されてきた。これらの便益が、プロジェクトによって失われる社会的・環境的コストを上回る、というのである。しかし、モース報告書では、これらの便益とされるものについては、そのいずれれをとっても疑義があるとしている。

第一の灌漑利益についてモース報告書は、灌漑対象地には黒色綿花土壌が広く分布しているが故に、大規模灌漑の導入は、かえって湛水化による塩害問題を引き起こしてしまうと警告している。報告書では、これを裏付ける証拠として、ナルマダ川支流のタワ・ダム、ナルマダ川の北西に位置するマヒ川でのカダナ堰、ならびにナルマダ川の南部に位置するタビ川のウカイ・ダムによって導入された大規模灌漑の結末を引用して、次のように指摘している。「こ

れら三つのプロジェクトにおいては、湛水化による被害が甚大であることが判明している。しかし、このような被害は、いずれの場合にも、設計段階では過小評価されていた。

その結果、これらのプロジェクトの灌漑対象地域では、最良の農地の幾つかが耕作に適さなくなっている。

第二の飲料水の供給利益についてモース報告書は、このための配水計画は策定されていないし、予算措置も講じられていないと指摘するとともに、「生活用水の供給対象とされる村々のリストのうちには、インドの国勢調査では無人と記載されているサウラシュトラとカッチの二〇〇以上の村落が含まれている」と矛盾を指摘している。

第三の発電利益についてモース報告書は、ダム貯水池での堆砂率の高さに照らしてみると、ダムの寿命は、予測されているよりもずっと短くなるのではないかと疑問を提起している。とりわけサルダル・サロバル・ダムの上流に建設が予定されてきたナルマダ・サガル・ダムの建設費の調達メドが立っていない現状では、サルダル・サロバル貯

水池は、短期間のうちに土砂で埋まってしまうおそれがあるとする。それ故、経済的・社会的・環境的コストに比べて、得られる便益は、少なすぎると警告している。

第四の洪水制御機能についてモース報告書は、サルダル・サロバル・ダムがこの点で果たす役割は、ごくわずかであるとしている。つまり「洪水がナルマダ川の下流域に深刻な影響を及ぼすことについては疑問の余地がない。しかし、これがサルダル・サロバル・プロジェクトの建設によって軽減される程度については、明らかではない。サルダル・サロバル・ダムだけでは、モンスーン時の洪水量に比べて、極めて小さな貯水能力しか有していない」。

このようにモース報告書は、サルダル・サロバル・ダムが下流域での洪水制御にほとんど役立たないとするばかりでなく、支流によってたらされる土砂が貯水池内にデルタ状に堆積するために、そこからさらに、ダムの上流域にバックウオーター（逆流水）現象が発生し、水没面積を一層広げるとともに、洪水を誘発するおそれが強い、と指摘してい

る。

作成されない移住計画

サルダル・サロバル・プロジェクトの実施のために立ち退きを余儀なくされる人々の移住先をどのようにして確保するかは、このプロジェクトにおける最大の難問である。この問題についてモース報告書は、何よりもまず、一体どれだけの人々の立ち退きが必要であるのかさえ正確に把握されていないことに驚きを表している。

さらにマディヤプラデシュ州を中心に、住民によって展開されている「非協力運動」のために、政府の役人が村々に入り込めない状態の下では、立ち退き者総数さえも正確にはわかっておらず、当然、立ち退き交渉も進んでいないことに、重大な懸念を表明している。

モース報告書は、サルダル・サロバル・ダムの建設により、二四五カ村が水没し、少なくとも一〇万人が立ち退きを迫られると推定し、これに加えて運河・灌漑網の建設により、さらに一四万人の人々が立ち退

きを余儀なくされるとしている。

後者の人々には代替地は用意されておらず、わずかの金銭補償で立ち退きが強制されている。前者の一〇万人の立ち退き対象者についても、土地所有者と非土地所有者の双方に二つの代替地を用意するという移住指針を表明しているのはグジャラト州だけであって、マハラシュトラ州とマディヤプラデシュ州では、二つの代替地を与えられるのは土地所有者だけである。

この点でとりわけ問題なのは、アディバシ——森に住む人々——と呼ばれるビル族、ヒララ族などの少数民族の人たちの取り扱いである。

これらの人々は、かつてはインド全域に住んでいた。しかし、アリア人の侵入によって追われ、ナルマダ渓谷などの辺境の地に移り住んだ。その後、一九世紀に、イギリス植民地政府は、移動式農業をやめさせ、定着農業を普及するために、森林保護区を設定するとともに、土地税を収める者だけに土地所有権を保障した。こうした土地制度は、インド独立後も受け継がれてきている。しかし、収税官が足を踏み入れる

ことのない辺境の地においては、住民たちは土地税を徴取されることもなく、先祖伝来の土地を耕してきた。ナルマダ川の流域に居住する人々の大多数は、こうしたタイプの人々である。彼らは、祖先から受け継いだ土地を耕してきているにもかかわらず、徴税の対象とはされてこなかったが故に、法的には土地所有権が認められず、「不法」な居住者とされているのである。

前述したように、このような「不法居住者」にも二つの代替地を提供するとしているのはグジャラト州だけであって、マハラシュトラ州とマディヤプラデシュ州では代替地は与えられない。

このように、三つの州全体を包括する移住計画はいまだに作成されていない。こうした状態は、世銀の一九八〇年の「非自発的移住ガイドライン」と一九八二年の「先住民ガイドライン」に明らかに違背している。なぜなら、前者のガイドラインでは「融資交渉の段階において」移住計画が作成されていなければならぬとしているのであり、また後者のガイドラインでは、先住民に対しては

「特別措置」が講じられなければならないと明記されているからである。

また、グジャラト州においても、いまだに深刻な問題が片付いていない。一九六〇～六一年にダム建設地の造成のために強制的に立ち退かせたケバディア村などの六カ村の住民約七〇〇世帯、さらに八一年にロックフィル・ダム建設のために立ち退かせた五カ村の住民約九〇〇世帯には、いまだに代替地は提供されていないのである。

世銀融資協定（八五年五月一〇日締結）においては、移住指針として「立ち退き者が以前に享受していた生活水準を改善するか、または少なくとも回復すること」と「村落単位ないしは家族単位で移転が行われること」が明記されているのだが、この規定が順守されていないことは歴然としているといえよう。

無限に延期の環境プラン

さらに世銀融資協定においては、インド政府が、サルダル・サロバル・プロジェクトの実施に伴って発生する環境的影響についての「作業計

画」を一九八五年二月三十一日まで作成し、世銀に提出することが定められていた。しかし、この環境プランはいまだに提出されていない。モース報告書は、このような環境プランの未提出の状態は、世銀融資協定の明白な違反であると指摘する。しかもこのような状況は、インドの国内法の上からも手続的な瑕疵があるとされる。

こうした状態が発生してきているのは、次のような経緯のためである。世銀融資協定の直後にインド中央政府の環境・森林省は、環境アセスメントがいまだ実施されていないことを理由に、このプロジェクトへの着手に異議を唱えた。こうして八五～八六年にかけて、インド政府内部では、この問題をめぐって論議が沸騰した。

その結果、八七年六月に妥協案として打ち出されたのが「条件付き承認」、つまり八九年までに環境プランが作成され、環境・森林省に提出されることを条件に、プロジェクトの着手を認めるとする折衷案であった。しかし、その期限をはるかに過ぎた今日に至っても、環境プランは

環境・森林省に提出されていないのである。

このような事態に対して世銀は、環境プランの作成・提出のタイムリミットを再三再四にわたって引き延ばすことだけに終始してきた。モース報告書の言葉を借りれば、「約定の順守という点から眺めれば、サルダル・サロバル・プロジェクトを通じて見られるのは、法的要件の無視、デッドラインの不順守、その延長、事後的な改定の歴史である」ということになる。

初めての死者

モース報告書の提出を受けてプレストン世銀総裁は、次のような趣旨の声明を発表した。「このプロジェクトの実施状況という点では、世銀の政策とガイドライン、さらにはインド政府の政策において要件とされている事柄が満たされてきていないことは明らかである」としつつも、「世銀がナルマダ・プロジェクトへの支援を続けることは、正当なことである」というのである。

これは、居直り以外の何物でもな

い。この声明を受けてインド中央政府の水資源省のチターレ氏は「ナルマダ・プロジェクトは、モース報告書に影響されることなく、計画通りに進められるであろう」との声明を発表した。

それでは世銀は、どのようにして事態を打開しようとしているのであろうか。一つには、移住問題の解決に合わせてダム建設工事を調整すること、つまり遅らせることである。もう一つには、矯正措置を講じることである。後者のうちには「ナルマダ川流域開発プロジェクト」の名目で九〇〇万ドルの追加融資を行うことと、マヒ川以遠の灌漑運河の完成のために三億五〇〇〇万ドルの追加融資を行うことが含まれている。

「ナルマダ川流域開発プロジェクト」はそもそも、世銀が、移住問題、特にマディヤプラデシュ州での移住問題の解決を促すために、インド側に働きかけた新規融資案件である。しかし、これによって移住問題が片付く見通しが出てくるかという点、否定的にならざるを得ない。この点に関してはモース報告書の次のような指摘が的を射ている。

「提案されている流域開発プロジェクトにおいては、相当な程度において『参加型開発』の原則が基礎となつている。例えばプロジェクトのうちで、集水域対策と植林の部分（経費の四九%を占める）と農村開発の幾つかの部分（経費の三六%を占める）が成功するかどうかは、地域住民の参加にかかっている。しかしこの計画は、主役となるべき村人たちの何らの協議も行われないうままに唱道されてきており、またマディヤプラデシュ州では、村落参加については何らの前例もない。このアプローチの実行可能性を検証するためのデモンストラーション・プロジェクトも、これまでに何ら実施されてきていない。さらに行政当局と村々との間には、サルダル・サロバル・プロジェクトの経験によって敵対意識が生み出されており、この点が見過ごされている。この地域の多くの村々では、すでに一年以上にもわたって、世銀スタッフも政府の役人も入村できないという段階にまで、事態は悪化してきている」。

モース報告書の公表を受けて、ダム建設反対運動の中心組織である

「ナルマダを救う会」は六月二〇日に、マディヤプラデシュ州パドワニ郊外のカスラバード村において集会を開催した。この集会にはメダ・パッカー女史、ババ・アムテ氏を中心に、およそ八〇〇〇人の人々が参加した。集会にはまた、ゲスト・スピーカーとして、インド中央政府の環境大臣マネカ・ガンジー女史、グジャラート州政府の前環境大臣プラビン・シン・ジャデジャ氏などが出席した。集会参加者は「絶対に立ち退かない」という基本的立場を改めて表明した。

これに次いで六月二五日に「ナルマダを救う会」は、次のような趣旨の声明を発表した。「われわれは、世銀がサルダル・サロバルから手を引くこと、またナルマダ川流域開発プロジェクトとサルダル・サロバル運河IIを含めて、一切の関連プロジェクトの準備を中止することを要請する。われわれは、世銀がモース調査団の調査結果と勧告を全面的に受け入れることを期待する。一切の建設工事は直ちに中止されるべきである」。

他方、アメリカ、ヨーロッパ、日

本の人権保護団体と環境保護団体は、七、八月にかけて国際監視団をマニベリ村などの現地に派遣することを決定した。「村とともに溺れ死ぬ」と宣言しているマニベリ村などの住民が、警察力により強制排除されることのないよう監視するためである。

世銀は現在、モース報告書を葬り去ることに躍起になっている。七月一日からは、世銀は、理事会向けの資料を揃えるために、一三人から成る調査ミッションをインドに派遣した。しかし、世銀ミッションは、行く先々の村々で村人たちに取囲まれ、「まず最初に融資をストップして、それからおいでなさい」と論じられるか、「帰れ！ 帰れ！」のシ

ュプレヒコールを浴びせかけられる有り様であった。

世銀ミッションの派遣はまた、ナルマダ反対運動の歴史において、最初の死者までも生み出してしまった。マハラシュトラ州のタローダ森林地帯では、一〇カ村の住民、約三八〇〇人が、移住地造成のために立ち退きを迫られている。いわゆる「二次的立ち退き」の問題が生じてきているのである。

七月一五日に世銀ミッションを迎えるにあたってマハラシュトラ州政府当局は、移住地造成の進捗度を示すために、七月一三日に強引に整地作業を進めようとした。これに抗議して集まった人々に対して警官隊が発砲したために、女性一人が死亡

し、もう一人が重傷を負った。ガンジー主義の非暴力運動を展開してきている人々に対して、人命までも奪う国家的暴力がいつに振るわれてしまったのである。

凝視される日本

このようななりふり構わないインド政府の姿勢とこれを後押しする世銀の態度には、インド国内はもちろん、国際的にもごうごうたる非難の聲が上がっている。すでに触れたように、オランダとアメリカの世銀理事はナルマダ融資の継続に批判的なスタンスを取ってきている。これに加えてスウェーデン、ノルウェーなどの北欧諸国も、モース報告書の勧

告に沿って世銀が融資中止に踏み切るべきであるという見解を明らかにしている。また七月九日には、欧州議会も、加盟国政府の世銀理事がナルマダ融資の継続に反対票を投ずるべきであるとの決議を採択した。

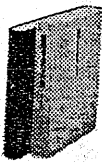
八月末ないし九月初めの世銀理事会において、ナルマダ融資問題が議題にのぼることが予定されている。この席において、これまで一貫して沈黙を保ってきた日本の理事がどう出るのか、いま世界の人は凝視している。二国間融資をストップしながら、世銀融資の継続には反対しないという矛盾した二元外交を、いつまで続けるのであろうか。日本政府は決断の時を迎えているといえよう。

ミネルウ書房

勝田吉太郎著作集全8巻 第1回配本

第5巻 革命の神話

マルクス主義の革命理論がロシアの土壌で変容される過程を克明に跡づけ、ロシアの政治文化の特質を浮き彫りにする。



目次
 ロシアという国／マルクス主義／トカチーフとロシア革命の悲劇／ソヴイェト共産主義の展開／ソ連の発展／ソ連外交と中立主義／ソ連崩壊論／革命の神話／ルソ法典研究（解説 廣岡正久）
 A5判・272頁・六五〇〇円

産業社会学入門

マリア・ハーツォウイツ著／泉輝孝訳
 長岡新吉／太田和宏／宮本謙介編著

世界経済史入門

山本義彦編著

近代日本経済史

●付・文献案内 産業の発展が社会生活に及ぼす様々な構造的諸問題を領域別にとりあげ産業社会学への理解をすすめる。四〇〇〇円
 ●欧米とアジア 変貌するアジアの視点から世界経済史の全体像に接近した入門書。用語解説・年表・論争点などを収録。三二〇〇円
 ●国家と経済 国家と経済の相互関係、政策的解明に焦点を当てた二二二クを近代日本経済史概説。BASIC BOOKS・三〇〇〇円



〒607 京都市山科区日ノ岡 ☎(075)581-0296
 電話注文一代金（定価＋送料310円）と引換えにて1日～2日で宅配可。郵購は税込みです。